

令和6年度

新婚生活を応援します！

(東庄町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯（ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※）**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**39歳以下の世帯（ご夫婦の所得をあわせて500万円未満※）**は**上限30万円**、**39歳以下（所得要件なし）の世帯は上限15万円**です。

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

新婚生活を応援

最大60万円補助

～補助金申請の流れ～

婚姻届提出後、次の書類を提出してください



必要書類	貸与型奨学金 返済の場合	住居費 申請の場合	引越し費用 申請の場合	結婚を機に 離職した場合
<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金 の返済額がわ かる書類の写 し	<input type="checkbox"/> 売買契約書、 工事請負契約書、 賃貸借契約書、 領収書などの 写し	<input type="checkbox"/> 領収書の 写し	<input type="checkbox"/> 離職票の写し または 退職証明書など 離職したことが 分かる書類の 写し
<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書 または <input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本 ※				
<input type="checkbox"/> 世帯全員分の 住民票の写し※				
<input type="checkbox"/> 所得証明書 または <input type="checkbox"/> 非課税証明書※				
<input type="checkbox"/> 納税証明書※				
		<input type="checkbox"/> 住宅手当支給 証明書 ※結婚を機に住宅を 貸借したとき		

※町に住民登録がある方は、申請書の同意及び確認の欄に署名・押印することにより、省略可

町が提出の書類を確認し、補助金交付決定書を送付



補助金交付請求書を提出する



指定の口座へ振り込みます



問い合わせ 東庄町 総務課 企画財政係 ☎0478-86-6084